

（第二類第四号）

第四十三回国会
衆議院

石炭対策特別委員会議録 第四号

（七七）

昭和三十三年二月八日（金曜日）

午前十四時四十分開議

出席委員

委員長 上林山榮吉君

理事岡本 茂君 理事神田 博君

理事始関 伊平君 理事中川 俊思君

理事多賀谷貞穂君 理事中村 重光君

木村 守江君 齋藤 邦吉君

中村 幸八君 井手 以誠君

滝井 義高君 松井 政吉君

伊藤卯四郎君

出席國務大臣

通商産業大臣 福田 一君

労働 大臣 大橋 武夫君

出席府委員

通商産業事務官 中野 正一君

（石炭局長）

通商産業事務官 八谷 芳裕君

（鉱山保安局長）

通商産業事務官 塚本 敏夫君

（公益事業局長）

労働事務官 三治 重信君

（職業安定局長）

委員外の出席者

自治事務官 茨木 広君

（財務局財政課長）

二月二日

石炭対策に関する請願（岡田利春君紹介）（第二三八号）

は本委員会に付託された。

二月一日

鉱害対策強化に関する陳情書（全国都道府県議会議長会長東京都議会議長建部順）（第一八〇号）

産炭地振興対策に関する陳情書（全

国都道府県議会議長会長東京都議会議長建部順）（第一八一号）

同（東京都千代田区九段一丁目十四番地全国市長会長高山義三）（第二六三号）

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第一二二号）

石炭鉱山保安臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第二二二号）

産炭地域振興事業団法の一部を改正する法律案（内閣提出第二三三号）

炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第一四四号）

○上林山委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案、石炭鉱山保安臨時措置法の一部を改正する法律案、産炭地域振興事業団法の一部を改正する法律案及び炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案を議題として、前会に引き続き質疑を行ないます。

質疑の通告がありますので、これを許します。木村守江君。

○木村（守）委員 私はこの際、政府の石炭政策に関連いたしまして質問を行ないたいと存じます。都合によりまして、通産大臣がおいでになりませんので、労働関係のことから質問をいたしたいと存じます。

石炭対策に伴いまして、離職者の就職につきましましては、新しい就職促進手帳というようなもの、あるいは訓練所の強化とか、または住宅問題、なかなか手の込み入った対策が立てられておりますことは、まことに好ましいことであると存する次第であります。しかしながら、現在までの労働省の職安の形態からいいますと、一たん失業者になった者が就職するということは考えられないような状態になっておるのであります。昨年の十一月十四日の毎日新聞の論説に、こういうことが書いてあります。「現在失対から再就職したもののは大半は、縁故によるものであり、職業安定所の紹介による場合は少ない」と指摘してあります。この状態から考えましても、現在の職安の機構に何か欠陥があるのではないかと、すなわち、一般職安紹介と日雇いの紹介というものが全く切り離されておまして、相互の連携がないというようなところから、日雇いになったら最後もう再就職はできないというような状態が、現在の職安の状態ではないかと考えられるのであります。こういう点に關しまして、労働大臣、いかうにお考えになっておるか、またこれらの問題につきましましてどういうような処置をとって参られますか、御意見を伺いたいと思ひます。

○大橋國務大臣 従来から失業対策事業に従事しておりますいわゆる失対適格者の就職の問題につきましましては、なかなか事実上行なわれておらぬというくらいでございます。その結果、

現実失対事業に従事者は固定化する結果と相なっておりますのでございます。これにつきましましては私もいろいろその原因等を調査いたしてみたいのでございますが、ただいま御指摘のごとく、失対事業を取り扱いますいわゆる日雇い関係のセクションと、一般の求人、求職を取り扱います一般のセクションとの関係が全く隔絶いたしまして、その間の連絡が全然とれていない。従って失対事業の適格者については、事実上職業安定所はその人たちの次々の失対事業への就職のあつせんをいたしたのでございまして、一般の職場へ復帰させるような活動はほとんどやっておりますというのが実情でございます。御承知のように、この失対事業全体につきまします一般の批判も高く相なりましたので、政府といたしましては、明年度に於いて思い切った改正を断行することにしたし、これが法律案も近く提出いたしますつもりでございますが、その眼目は、失対事業に従事するものにつきましてケース・ワーカー、いわゆる指導員をつけます。そして常に一般職場への復帰というのを考えて、個々の人についての職業の相談に応じ、また必要なら職業の指導を行ない、さらに一歩を進めて職業訓練を行なう。そうして第一には、一般職場へ復帰させるというのを終始目標にする。失対事業に従事させるといふことは、これは最後の手段だ。またそれに入つた場合においても、常に一般職場へ復帰する機会を与えるように終始努力を続けていく。こういうふうな職安機構の改正を行なうことにいたしておるのでございまして、今度の新しい法案の中にさような構想を盛り込むつもりでございます。私どもはこの失対事業の改正によりまして、御指摘のような欠陥を根本的に改善したい、かように考えておるわけなのでございます。

○木村（守）委員 ただいまの答弁によりまして、職安の機構の欠陥というものを率直に認められまして、これから、この改編によりまして、日雇い失業者を永久化するというようなことから救われまして、就職の道があつて承つたのであります。ところが、なほ一歩進んで申し上げますと、どうも職安の機構というものが、一方においては就職のあつせんをする、一方においては失対事業というワケを持っておりまして、従つて、失対の仕事をしなればいけない。そのワケを持っておつて、それを消化しなければいけないというようなところから、日雇い失業者を就職させるどころか、失対失業者を確保しなければならぬというふうな格好になつておるのじゃないかと私は考えるのであります。従つて、そういう点から無理をいたしまして、失業者がない場所には失業者をつくらなければいけない。就職をあつせんするところか、失業者をつくるというふうなこととまで、極言すればやっておりますのが、現在の職業安定所の姿じゃないかというふうにも考えられるのであります。そういう点から考えまして、職業安定所が、一方においては職安をあつせんす

第二類第四号

石炭対策特別委員会議録第四号 昭和三十三年二月八日

る、一方においては失対の仕事の消化する。失対の仕事の消化するためにはいわゆる失業者がなければならぬ。そういうような格好になつてまいりまして、失業者をつくること——悪口を言つては変ですが、職業安定所というのは職業不安定所だ、まあ、失業者製造所というようにまで言われるような状態になりやしないかと私はおそれるのであります。一番おそれることは、失業救済事業というように、この——これは悪いというのじゃありませんが、一たん失対労働者になつてしまいますと、その人は、どんなに善良な青年であっても、再び就職する意欲がなくなつてしまふ。これが、われわれが現実目の前に見まして、非常におそれる問題でありますので、これは大臣、ただいま申されましたが、なお一そうこの点に力を注がれまして、將來かような心配のないようにしていただきたいと考える次第であります。

次に御質問申し上げたいことは、御承知のように、この前の国会におきまして、今度の国会に継続されておりますが、いわゆる就職促進手当というものが、四百五十円という数字があげられております。この四百五十円の数字の出で参りました根拠につきまして、御説明をお願いしたいと考える次第であります。

どうしてそういうことを聞くかと申しますれば、御承知のように、緊急失対におきましては一日六百三十五円であります。しかしこれは月間二十三日の就労日数でありまして、これを平均いたしますと一日の賃金が四百八十六円です。それから一般失対が、これは三十八年度から改正されて四百九十七

円になります。しかしこれは就労日数が二十二日でありまして、これを平均いたしますと、一日三百六十四円になるのではありません。こういうようなことを考へて参りますと、四百五十円という算定の基礎が一体どういふところから出て参つたのか、一応その御説明をお願いしたいと思います。

○大橋國務大臣 就職促進手当は、離職者の失業保険が切れた後再就職をいたしますまでの間におきまして、就職活動を助け、かつその間の家庭の生活を安定させるという趣旨で設けたものでございます。この就職促進手当の金額は、原則としては失業保険の給付金と同様の計算をいたすことにいたしております。いわばある意味におきまして失業保険給付の延長というふうな気持も幾分、この制度を設けた理由の中には含まれてゐるわけなのでござい

ます。しかしながら、この就職促進手当と失業保険金の給付とは、その財源に異なります。原資において性格が違つておるのでございまして、御承知のごとく失業保険の給付金は、労使双方の拠出金

が主要なものとになっております。そしてそれを失業の場合において失業という事実を一定の保険事故と見て給付を行なう、こういう考え方でございます。石炭離職者につきましては、従来からも保険の給付について、その失業の原因、事情等から考へまして、できるだけ手厚く取り扱つて参つておりますが、しかしただいま申し上げましたごとく、その財源が元來産業界全体の労使の拠出でございまして、その中で炭鉱離職者を優遇するということは、これは負担の面から申しましても限界があると思うのでございます。そ

こで、それ以上のことは別の面から考へなければならぬというので設けられたのが、今度の就職促進手当でございますが、これは申すまでもなく、金額面費で支弁をいたすことにいたしております。従つて本来の趣旨から申しまして、できるだけその金額を失業保険の給付に準じて定めることが望ましいのでございまして、しかしこれは一般の国費という失業保険金と全然違つた財源から出ておりますことを考へまして、その支給の最高限を失業保険の給付金よりも切り下げることにいたしました。従つて、法律では四百五十円ということに最高限をきめたわけなのでございます。(そんなことを聞いていない。)と呼ぶ者あり)この金額を決定いたしました、四百五十円の算出の基礎についての御質問なのでござい

ます。が、保険の給付金よりもその最高限を低目に定めたという理由が、今申し上げた点なのでございまして、全然御質問と関係のないお答えをしておるわけではございません。

そこで、四百五十円というものの算出の基礎でございまして、これは一般失対事業の賃金、あるいはまた炭鉱離職者が現実臨時就労事業に就職をいたしましたそれにおきましては、ただいま御指摘のように、就労日数が二十数日というところになっております。そういう収入等と比較いたしますと、あまりかけ離れたものを定めることは適當ではない、こういう考へで一応四百五十円といたしました次第でござい

ます。○木村(守)委員 この問題につきましては、必ずしもただいまの御答弁で納得したというわけではありませんが、時間関係がありますのであとに譲ることにいたしました。次の質問に移りたいと思ひます。

次にお尋ねしたいことは、最近の日本の労働力の分布というものを考へて参りますと、非常に労働力の分布が正常ではないという考へを持たざるを得ないのであります。一方におきましては失業者、離職者、そしてこれに対して多額の国費を使つておる。ところが他方においては、労働力の不足というところから、農業あるいは中小企業等とは、御承知の通りであります。こういうような状態が出て参りますことは、日本の経済機構の外国と違つた二重構造というように大きな原因をなしております。これに関連しまして、あるいは賃金の問題、あるいは労働時間の問題、あるいはその他厚生施設等のいろいろな問題がその原因であらうとは存じますが、はたしてそれだけにによるものであるかどうか。こういうような状態下の日本の現状におきまして、こういうような労働力の分布の不正常な姿をそのままにしておき

まして、これに対して何らの的確な施策を施されないというところは、労働政策としての大きな欠陥じゃないか。労働政策はもつとそういう点を突つ込んでいつて、初めてりつぱな労働政策と言へるのじゃないかという考への方を持つてあります。この際、これらにつきましてどういふお考へを持っておられますか。これと同時に、わが国は御承知のように四つの島に一億に近い人口がおります。そしてお互いにもうかきにせめぐやうな状態でありまして、こういうようなときにこそ、私は日本民族の發展する場所を見つ

け、海外進出というやうなことに踏み切るべきではないかと考へるのであります。ただ食えない食えないといつて赤旗を振り、鉄かぶとをかぶつて騒いでおるというやうな姿を演じておつて、しかも、十分働けるやうな場所に進出するやうな国民の積極的な意欲をつくらないというやうなことは、これは日本の将来、日本民族の將來の發展の点から考へても、重大問題じゃないかと考へるのであります。こういうときこそ、私は積極的に日本民族の海外進出の時期じゃないかと考へております。こういう点まで私は日本の労働政策というものを考へていかなければならぬのじゃないかと思うのであります。大臣はどういうふうにお考へになりますか。

○大橋國務大臣 一方においては労働力の不足が感ぜられながら、他面において離職者が出てくるというものは、確かに現在の実情でござい

ます。これは経済の高度成長の過程におきまして、一つの雇用の摩擦の現象であると存するのでござい

ます。そしてその原因は、いわゆる労働力の移動性が乏しいというところにあるのでございまして、この点は御指摘の通り、先進国に比べますと、日本の労働の現状は非常に欠点と考へてよい面であらうと思うのでござい

まやつておりますことは、まず職業紹介の機能を拡充しまして、広域の職業紹介を行なう体制をつくり上げつつあります。それから次に、職業訓練、職業指導等によりまして、新しい職業上の知識、技能を与え、新しい転換職場への適応性を労働者につけるとのこと。それからまた、今日、国内におきまする生活本拠の移動ということにつきましては、住宅面において非常な問題がございますし、労働省といたしましては、建設省の公営住宅にいろいろお願いをいたしまするほか、就職に關連して、労働省自体の管轄下において、この就職者のための住宅の建設をやるといふこともいたしておるわけなのでございます。さらに、この雇用問題の摩擦の多くの部分は中高年令者に現われて参りますので、この中高年令者の再就職の対策につきましても力を入れたらと思っております。

これらの労働面における流動性の強化といふことのほかに、一面におきまして、産業界の二重構造からきた労働条件の規模別のアンバランスといふことが、かなり雇用問題の解決の障害となつておる事実を認めざるを得ないのでございます。この面におきましては、結局労働条件のアンバランスをできるだけ解消していくといふことが、やはり労働行政の一つのねらいとなるべきものだと思っております。この労働条件につきましては、特に中小企業の労働条件が大企業に非常におくれておるといふことは、御承知の通りでございますので、中小企業の経営基盤の強化をはかるとともに、特に労務管理面における改善を目標として、労働省としても今後中小企業の指導をいたして参りたいと思ひます。さらに、最低賃金制度の普及をはかることによりまして、逐次労働条件の格差の解消をはかつていきます。

○木村(守)委員

ただいまの答弁の中に、私が聞きました海外移民の問題がなかったものであります。これに對しまして、どういふ考えを持っておりますか。

○大橋國務大臣 どうも答弁漏れいたしまして申しわけございません。

海外移民の問題は、確かに私も大事なことであると考えております。従来までは、この海外移住につきましては、外務省、農林省の両省に仕事は分かれておりました。いろいろな面で批判があつたのでございまして、近々外務省に統一いたしまして、海外移住事業団が設立されるということをお聞きしております。私も、この国内における失業問題の解決の一助といたしまして、この新しい事業団と十分に連絡をとり、必要ならば国内におきましてそのための準備の訓練を行なう等、できるだけ事業団の活動に協力いたして参りたいと思ひます。

○木村(守)委員 日本の労働問題の非常にやまやましい状態は、何と申しましても、小さな島に人口が多過ぎるということがその大きな原因をなしておると思つております。そういう点から考えますと、一方においては労働問題の解決、それから一方においては日本の民族の発展といふことから考えますれば、相当の国費をこれに投入しても、この際こういう根本的な問題を解決していく、少しでも解決に近づけていくといふことが、一番大事な問題ではないかと考えますので、特に今後労働大臣として御考慮を願ひたいと思つた次第であります。

○木村(守)委員 政府の昨年暮れに閣議決定されました石炭政策の大綱、これは有沢調査団の答申があつたので、それに沿つて立てられたものであります。ところが有沢調査団の報告によりまして、石炭の需要の確保、生産体制の拡充あるいは雇用の安定、産炭地域の振興、その他きわめて詳細をきわめております。また需要の確保につきましても、数字をあげて、その裏づけをいたしまして、生産目標を昭和四十二年に五千五百万トンといたしておりましたが、政府の石炭大綱の中には、電力業界の引取数量あるいは鉄鋼、ガス用炭に対する引取数量といふような数字があげられておりますが、一番大事ないわゆる生産目標が書いてありません。聞くところによりまして、この生産目標、有沢調査団の五千五百万トンと明記してある生産目標を書かないといふことの理由には、世界の現象であるエネルギー革命は、液体エネルギーの優位性が決定的であるからして、従つて五千五百万トンの確保も困難である、そういうところから、数字を書くことは控えるべきだ、明記すべきではないといふような考えから明記しなかったのだといふようなことも漏れ聞いておるのであります。どういふようなお考えの

もとに明記されなかつたのであります。か、お答えを願ひたいと思ひます。

○福田國務大臣 御承知のように、有沢調査団の報告は、昨年の四月六日の閣議決定の趣旨に基づいて調査団が設置されました。その閣議決定の線に沿つての調査団の報告でございます。閣議決定には大体五千五百万トンという数字がすでに明記されておるのでございまして、われわれが書かなかつた意味は、五千五百万トンは大体確保していくのだという意味を含めておるつもりでありまして、書かなかつたからそれはもう認めないとか、あるいはまた、そのほかのエネルギー源との競合關係で認めないとか、書かないとかいふような意味ではございません。ただ、今の御質問で非常に新しい問題が提起されておると思つたのであります。われわれはエネルギー対策をやる場合においては、一応推定といふもので、いつでもものをやっておるわけでありまして、ところが今後、たとえば原子力発電といふものが非常に安くなつたといふ場合には、私は油自体だつて決して安穩だとは言えないと思つたのであります。そういうようなことになつたときには、もう一べん石炭問題が起きるのではないかと。そうしたら、そういう責任はどうなるのだといふことまで追及されてきますと、これはもうとても政府としても、何人といへどもその案は立てられないだらうと思つたのであります。そこで現状において、現在われわれが見通し得る限度においてこの案を立てるということに相なつておると思つたのであります。これはあなたの御質問とはいささかそれと答弁になつておるかもしれませぬけれども、数字を

明記しなかつたのは決して油との關係等を考慮して明記しなかつたわけではございません。

○木村(守)委員 五千五百万トンは確保するといふことは四月の閣議決定できまつておるのだ。そういう意向であつたのだといふのであります。政府の決定した政策大綱に五千五百万トンと明記しなかつたことは、われわれはきわめて善意的に解釈いたしておるのであります。ところが御承知のように、先般本会議におきまして、社会党の成田君からの質問に對しまして池田総理は、「六千万トンの需要確保は現状より見て非常に困難であるが、政府としては雇用の安定、國際収支、エネルギーの安全保障を考慮し、需要拡大につき極力努力する」と云々と答弁しておりました。こうなりますと、約一年近くかかつて、ほんとうに選ばれた有沢調査団が衆知をしぼつて、努力目標は五千五百万トン。政府の最初の方針も五千五百万トンといふことではあります。これは、池田総理の努力目標は六千万トンとなつたといふことに考えられるのではないかと、そういうような考え方を持たせるのではないかと私は心配するのであります。一体どういふような考え方の違いでこういうふうな六千万トンと変わつて参つたのであります。か、お聞かせ願ひたいと思ひます。

○福田國務大臣 予算総会には私も出席いたしておりました。総理の答弁を聞いておりましたが、総理は決して六千万トンを努力目標にしようといふことは私は聞いてはおきません。総理が申し上げたのは、五千五百万トンすらなかなか困難であるが、五千五百万ト

ンは確保するのだ。しかし今あなたが仰せになったように、雇用の安定とか、あるいは国際収支というような面から考えてみると、もし使えらるならば、よい使えらるるに、需要があるならば、これはふやせばふやすように努力したらいいと思う、しかし今考えられる限度ではそれはなかなかむずかしい、非常に困難であるという大きな前提がまずついておるのであります。六千万トンを努力目標にしたというものでないのではありません。そこで、それでは全然意味がないじゃないか、何だ、六千万トンと書いてみたところで、非常に困難なら何の意味もないじゃないかということになります。私はこれは決して意味がないことじゃないと思っております。それはどういうことかといえ、今考えられる限度においてはなかなかむずかしいけれども、たとえば石炭を、燃料としてではなくて、エネルギーではなくて、何か原料にでも使う工夫はないか、あるいはまた採炭をする方法等が今のよりなやり方ではなくて、もっと画期的な方法が考えられないか、あるいはまた石炭山を何か化学処理でもしまして、液体でもって動力を導き出すというような工夫はできないだろうか、こういうことはまだこれから研究して、そうして非常に安いエネルギーが提供できるということになれば、それはあえて五千五百万トンという線にこだわる必要はないと私は思っております。しかし今考えられるような状態においてはどうかということになりますと、総理が言った、非常に困難であるがというのがまず出てくるわけなんです。私があとで申し上げたような何か方法が出

てくれば、今度はそれはもちろんふやせるということが出てくるわけでありまして、こういう努力は当然われわれとしてはしなければならぬ、かように考えておるわけでございます。

○木村(守)委員 ただいまの答弁を聞いておりますと、何か有沢調査団は雇用の安定とか、国際収支とか、エネルギーの安全保障というようなことを考へていなかった。そのほかの理由が、あつて六千万トンという目標が掲げられたというふうなふうに考えられますが、われわれ有沢調査団の報告も読んでみましたが、いかにいかにございすか、そういうことですか。

○福田国務大臣 有沢調査団は、やはり雇用の安定とか国際収支というふうなもの、それからまた安定したエネルギーの供給というふうなこともいろいろ含めて考えた上で、五千五百万トンぐらゐが適当であらう、こういう数字を出されたわけでありまして、私がその内容を今さら申し上げないでも、木村委員は十分おわかりと思ひますから、それについては申し上げません、今言つたようなこともよく考えた上で数字を出されたのだと存じております。

○木村(守)委員 私のただいま聞いておる理由は、成田君が国会で質問いたしました気持は、何とか炭鉱労働者の失業者をなくしたい、炭鉱労働者の生活の安定した職場をつくりたいというふうなことから、それにはまあ六千万トンの努力目標にしようということによつて、幾分でも失業者、離職者が少なくなるというふうなことのために、そういう質問をいたしたのだらうと思ひます。ところがそれに対して、総

理は、六千万トンが努力目標ではないと申します。これは努力目標ではないと考へてゐる人はだれもないのじゃないかと私は思ふのです。これにつきまして、有沢調査団の報告にはこういうことを書いてあります。炭の出るような言葉が書いてあります。労働者の雇用の安定を第一義的に考慮すれば、できる限り多くの炭鉱労働者が、現在の職場で安定した形で働き得るような条件整備をしていくことが必要である、しかしながら、すでに指摘したように、現在の石炭鉱業そのものは、その雇用する労働者に安定した職場を提供しているとはいへない。炭鉱労働者の生活をささえている石炭鉱業そのものの安定がなければ、いわゆる炭鉱労働者の職場の安定はない、こういつております。これは、何とかして現在の職場で働かしたいのだが、働かしておくとによつて石炭鉱業の安定はないのだ、それだからやむを得ずこういふような処置に出るのだというふうな、真実赤誠を込めた言葉が書いてあります。これを裏返しに考へてみますと、炭鉱労働者の職場の安定というものは、石炭鉱業そのものの安定によるのだ、石炭鉱業の安定には、いろいろな努力をして、五千五百万トンがぎりぎりだということだろうと私は考へます。

それで、一時的の合理化、近代化をおそれ、不可能であると考えられる六千万トンという数字を出すことは、いたゞらに炭鉱の合理化、いわゆるビルドする山の合理化を遅延するのみである、そしてこのスクラップができない状態に伴つて、これが炭鉱労働者の生活、職場の不安定を来す原因になる。現在であればあるいは七万人でよかつたのが、七万五千人になるような状態になるかもしれない、いつまでも不安定な職場を続けさせることは見るに忍びないから、最後の方策としてこういふような方法をとりたいたのだと有沢調査団は言つてゐる。最後の、こういうことはもうやらないというふうなことを言つて、これは非常に強い信念のもとに申し述べております。私はこういふ点から考へまして、この六千万トンという数字は、一時は炭鉱労働者に大へんにいいような、喜ばせるような言葉であるかもしれないが、實際問題としては、これは将来に大きな禍根を残すのではないかとこのことをおそれますので、重ねて御意見を伺ひたいと思ひます。

○福田国務大臣 総理は、六千万トンを努力目標とするということとを委員会に述べておる場合においても、総理自身が何も自発的に述べたわけではないのでございまして、それには前提があつたわけでありまして、質問があつたから述べておるわけなのであります。その質問というのは、六千万トンを努力目標にしてはどうか、こういう質問でございまして、その質問に対して、今あなたがおっしゃつたように、有沢調査団が心血を注いで書いた報告書の中で、いわゆる労働者にできるだけ石炭鉱業の中で安定した職場を与えようと思ひけれども、今の状態ではできないんだ、それだからやむを得ず、こういうことにするんだということを総理は腹の中へ入れて、そういうわけだから、調査団が言つてゐる通りにすこぶる困難だ、しかしながら将来何かいい工夫でもあつたらそれは考へるということとは、何も悪いことじゃないんだか

ら、そういう意味では一つ考へましよう、こういつて答弁されたのだと私は解釈をいたしておるわけでございます。

○木村(守)委員 どうもあまりしつこいようでありまして、私は有沢調査団が五千五百万トンという数字をきめる場合に、これは総理が質問に答えたのだというのだが、同じような要請があつたと聞いております。しかしどう考へてもこれは不可能なんだ、そういうことをすることによつて、せつかく合理化をしよう、いわゆるビルドをしていこうということが不可能になるんだというふうなことから、これは涙をのんで五千五百万トンという数字を出したんだと私は思ひます。それはどうも質問に答えたんだというところで過ぎる問題じゃないんじゃないか、その影響するところがすこぶる重大じゃないかと考へますので、重ねてお伺ひします。

○福田国務大臣 これは、言葉をお返しするようでもことに恐縮でございますが、政治というものは――そんなことを言ふと怒られるかもしれないけれども、やはりいろいろ表現とか何とかいふことは非常に、ものも言いようでかどが立つというところもございまして、なるべく円満にやつていこうというふうな場合においては、そこら辺は言い回しをうまくするという面もあります。それからまた、希望を与えろということ、ぬか喜びをさせては悪いじゃないかということも、これも一つの悪い結果になると思ひますが、しかしやはりそういうことについて心配してゐるんだ、何とかしてあげたいという気持があるのです、事實はできない

いかもしれぬが、しかし気持だけはそういうものを持つていらっしゃるんです、こういう表現をするということも、私はやはり一つの考え方だと思っておるのであります。(多賀谷委員)努力すればできるんだ(と呼ぶ)そういう意味において総理は言っておられるのだ、こういうふうな解釈をいたすわけでありまして。

○木村(守)委員 この問題で大臣と言いが、今多賀谷君からも、努力すればできるんだという声がありました。私はこういうふうなことになるはずはないかと思う。これは努力すればできるんだ、できるんだというところで希望を持たせると言いますが、その希望というのは、将来大きな落とし穴のような、失望するような希望であつては、ほんとうの希望ではないと思つて、そういう点を考えまして、これは政府としては、ほんとうに五千五百万トン以上は無理なんだという確固とした態度をもつて進んでいかなければ、せっかく政府が立てた政策大綱を行なつていくことができないと思ひますので、よくお考えを願ひたいと思ひます。

それから次に方向を変えまして、有沢調査団の報告も、また政府の閣議決定の石炭対策大綱におきましても、将来の石炭需要確保のために、従来の長期取引に加えて、当面はあるいは既設の火力発電所の石炭混焼率を上げるとか、重油火力を石炭火力に置きかえるとか、あるいは石炭火力発電所の建設をするとか、これに対しては資金を国で処置をするとか、あるいは弱粘結炭を極力国内炭を使用せよとか、セ

メント用炭あるいは暖房用炭、特に官公庁需要の優先確保の処置をとる。またそのほか法制上、税制上の事柄を實施して五千五百万トンの精炭を確保したいというのを言つておられます。そうであるならば、私はお聞きしたいのですが、一体石炭対策大綱をきめられましたから、有沢調査団の答申を得てから、どんな施策をとつておられますか、これを具体的にお聞きしたい。

一例を申し上げますと、セメント用炭の需要低下、これは現実の問題であります。私の知つているところによりまして、現実の問題であります。そういうものに対して、政府は強力なる行政指導をやる言つておられますが、強力な行政指導をやつておられますか。やつた結果はたしてどのくらいな効果をもたらしておりますか。

それから火力発電所の建設計画、これは一体どういふふうになつておりますか、この具体的なことをお聞かせを願ひたい。それから官公庁需要の優先確保をはかるといふことを言つておられますが、これについても明示してもらひたいと思ひます。こういうことを言ひますと、これはこれからやるのだ、政府はこの関係法案、今度の予算が通つてからやるのだといふことを言われるかもしれないけれども、石炭鉱業界は現在すでにスクラップを断行して、幾多の善良な、働くことを希望しておる労働者が首を切られておるのであるのです。そういう点から考えますと、これは予算が、法律が通つてからやるのだといふことでは間に合わないと思ひます。一体現在どういふよ

うな御計画を立てておられますか、お聞かせを願ひたいと思ひます。

○福田国務大臣 有沢調査団にいろいろ石炭の需要確保についての案が出ておることは仰せの通りでございますが、それにつきましてはまず第一に、極力、鉄鋼等の業界に對しましてはすでに交渉をいたしまして、三十八年度においてはこの需要を確保いたしております。

それからセメントの問題につきましては、実はこの間委員会においても私は答弁をいたしておりますが、これは行政的な指導を今やつておるところであります。それはできるだけ石炭を使つて資金面、その他の面で規制をするといふようなことも考へておるわけでありまして。

それから官公需の問題につきましては、これはもう言うに及ばず、今まで通り使わせるように指導いたしておりまして、私たちは決して法案が通つてからやろうという気持でやつておるわけではございません。その面は、きょう今日においてもそういう問題でいろいろ打ち合わせをしたりしておるのであります。別に法案の有無にかかわらず、そういう方向で努力をいたして、いふことを申し上げておきます。

火力発電所の計画も、今計画をさせておられます。しかし御承知のように、これは資金計画といふものとすうらはらになるものであります。現に電力会社はすでに四十年くらいまでの火力発電所の建設計画はつくつてしまつております。それはこの問題が起きないときにできておりましたので、どんな工事が進んでおりますから、一部は

手直しができると思ひますけれども、三十八年、九年にできる分は、どうしても油専統のものが多いのであります。しかし四十年くらいになると混焼にするようなこともできますし、どうしても四十年前後を目途としてつくつていく分といふことになりまして、そういうものについては極力石炭を使う工夫を——少なくともだんだんふやしていくわけですね。来年は二千五百万トン、四十二年には二千五百五十万トンというようにだんだんふやしていきますから、その分に見合うだけの火力発電所がなければいけないわけですね。それに見合うような建設をやるといふ考え方があります。もちろんその場合のやり方としては、現地で火力発電所を起こして需用地に送電させるというやうな工夫も加味しながら、今計画を立案させておるところでございます。

○木村(守)委員 ただいま電力の問題が出ましたが、今大臣は、四十年までは火力発電所の建設計画はきまつていふのだと言われております。それは電力業界の長期取引計画に基づいたものだと思うのです。ところが有沢調査団並びに政府の石炭対策大綱によりますと、御承知のように、三十八年度は今年度より大体二百五十万トンよけいになる。明年の長期取引が千八百万トン、つまり明年の分だけでも二百五十万トン増量になります。従つて、火力発電所の建設計画は変えていかなければならないといふことになりまして、二百五十万トンもよけいに電力会社に使わせることになりまして、これを變えていかなければならない。ことに三十九年度から四十二年度までは五百

間百二十五万トンずつ電力用炭がふえて参ることになります。こういうことになりまして、今までできた四十年までの計画よりも、もっと早くいふゆる火力発電所をつくつていかなければならないことになるだろうと考へております。

私はその一例を、私の地方の常磐炭田にとつてみます。これは年間大体四百万トンの石炭が出ます。四百万トンのうち、大体三〇％が中塊炭でありまして、あとの七〇％が粉炭、これがいわゆる電力用炭、二百八十万トンです。現在共同火力に五十五万トン使つております。それから東京電力あるいは東北、中部電力に四十五万トン使つております。そうなりますと、大体二百八十万トンのうち百万トン使つて、あと百八十万トンを来年からどうしていくかといふような目の前の問題が起こつて参ります。こういうような問題を取り上げて地方的に解決していかなければ、なかなか問題は解決しないのではないかと考へますので、特にそういう点に對しましてお考えを持つておられますかどうか伺ひたい。

○福田国務大臣 お説のように、炭田別に考へてみまして、そういう特殊な事情が起きていることも事実でございます。ただ問題は、そういう火力発電をつくるといひましても、電力会社が一応全部つくることになりまして、それじゃ電力会社は今五カ年計画をつくるときにどういふふうに考へているかといふと、火力発電だけでは電気の需用には応じ切れません。水力発電をやつて、ピーク時の発電計画とにらみ合わせながらやつていくわけでありまして、ここで一応計画を立てております

分を変えていくということになりますと、水力の分にとらみ合わせながらやっていくということになりますから、急に変わるわけにはいきなり。電力会社が火力発電だけでやっている計画の変更は案外ですが、御承知のように、水力発電は時間がかかりますから、発電計画にいくまでに長く時間がかかるということ、四十年以後の発電計画ということになりますと、今から計画して、四十年ならまだある程度変えられますけれども、三十八年、三十九年分までも全部入れかえてやれということとはなかなかむずかしい。しかし電力会社としては、そういうような場合に、専焼火力はできるだけ石炭を使うようにする、それから混焼火力の分は、混焼率を高くしてできるだけ石炭をふやすようにして、とにかく来年は二百五十万トンふやして使いますと、いつて承知をいたしておりますから、行政指導のやり方によって、一応その分については少なくとも電力会社にたかせなければならぬというか、たいせえなければならぬという、電力会社の需要というものは何とか減らさないで済ましていくのじゃないか、こういうふうには私に考えております。が、しかし、今あなたのおっしゃったような面も特に考慮いたしまして、火力発電をつくるときには十分指導して参る、なるべく現地に困難や苦勞をかけないように一つ指導して参りたいと思っております。

○上林山委員長 木村君に御相談があります。あと質問者が控えていますから、今度限りくらいでお願いします。
○木村(守)委員 多賀谷さんの了解を得ました。

大臣の御答弁よくわかるのですが、これは来年から急に二百五十万トンよけに使うことになっているのです。そういう点を考えまして、火力発電の問題も、これは水力との関係でいろいろむずかしい問題があると思われすが、特に御考えを願いたいと思う次第であります。

ちよつとこれは変な質問でございすが、御承知のように、石炭政策大綱並びに有沢調査団の報告によりますと、四十二年で現在の二十六万トンの能力を三十八・六万トンに上げるのだ、そして五千五百万トンを確保するのだ、そのようにすることによって、現在十九万八千人の従業員を十二万人程度に整理する、すなわち七万人余を首切りせねばならぬことになるのだ、こう言っております。しかし四十二年に五千五百万トンという目標だと、能力がもしも三十八・六万トンの上に上がつて参りますと、これはまた人員整理をせねばならぬことになるのだ、このころか、こういうふうな、能力を上げれば上げるだけ、いわゆる失業者をつくることになるのじゃないか。ことに、最近の科学の進歩は著しいものがあり、警威的なものがあります。

先ほど大臣がどういう事態がくるかわからないと言われましたが、警威的なものがあります。こういうふうな進歩をしまして、能力は上がって参りました。能力を上げることができないということは、何人も言うことはできないと思ひます。どういふふうになつてくるかわからないと思ひます。こういうふうな場合に、一体どういふふうなお考えを持っておられますか。先般私は三池炭鉱に行つてみました。ところ

が三池炭鉱は、スト前に比べて一躍二倍も能力が上がつたと言つております。それは機械化したのじゃなくて、いわゆる精神的革命によつて二倍になつたのだということであり、そのう言つております。精神的革命で二倍も上がるのですから、ほんとうに科学の進歩によつてどのくらい伸びるかかわらないと思ひます。そういう場合も、先ほどの大臣の答弁とも関連して、どういふふうにお考えになつておられますか。

○福田国務大臣 ただいまの状態から考へてみて、相当合理化をしていき、今言われたような精神的革命を加へても、まあまあそれくらいで済ましていかないのじゃないだろうかというの、今の想定であります。しかし科学の進歩等のことを考へてみますと、仰せのような問題が起きないとはわれわれ保証がたいのであります。これはエネルギー全般について言えることであつて、近年のよう技術革命であるいはまた發明、進歩のものはだしい時代におきましては、明日どういふやうな問題が起きてこないとも予測はできないのであります。そのときはそのときで考へるより仕方がないと思ひます。政治は現実でございまして、その時点において考へ得る最善の方法をもつて努力したいということである、りほかに、われわれとしては、神さんや仏さんではありせんから、とても先の先までは見通せない、こう考へておるわけでありまして。

○木村(守)委員 最後に、石炭政策に伴ひまして、産炭地の疲弊はまことに言語に絶するものがあります。ほんとに深刻な社会問題化しつつあること

は、御承知の通りであります。これらの対策をいたしまして、産炭地域の市町村はもとより、労働者、地域住民、すべての方々が、いわゆる産炭地振興事業団の仕事、これに對しまして大きな期待を持っております。ところが、産炭地振興事業団の資金のきわめて僅少な点、それから融資が大体三〇％、最高が四千万円というように区切られておる点、それから該当地域が六条地域というように狭められておるというやうな点を考へますと、産炭地振興事業団に期待する地元の方々の要望を非常に減殺するものがあると思ひます。これは第一の問題として、この産炭地振興事業団の事業を拡張していく、そういうやうなことを考へると同時に、地域を拡張いたしまして、政策大綱にも、大規模な工場の誘致をはかるといつておりますが、これは今の六条地域だけでは、ほんとうにどこも下

がらあきというほど掘つてあるのですから、大きな工場も建たないのです。大きな工場を建てるには、どうしても二条地域でなければならぬのです。そういうやうな地域の拡張を考へてもらわなければならぬと考へております。

これと関連いたしまして、一度に開いておきますが、この市町村財政の現在の疲弊した状態につきましては、特に地方交付税の増額というやうなことを考へていただくかなければならぬ。それから中小商工業者に対するいわゆる売掛金の問題につきましては、これは特に考慮してもらいたいと思ひますが、大臣どういふやうなお考えを持つておられますか。

それから自治省には、市町村財政に對する特交の問題、以上の問題につきまして答弁を願ひたいと思ひます。

○福田国務大臣 産炭地域の振興につきましては、今の事業団をいたしましても、仕事を始めましてからも何百何千の融資希望がありますが、こういうのは逐次許可するに今仕事を進めさせていただきます。しかし、今仰せになつたやうな大規模な工場誘致ということになりますと、水の問題がどうしても出てくるというやうなことになるので、なかなかこれは問題があると思ひます。私はそういう意味からいって、水を使わないでやれるやうな工業をやはり中心にしてさしあたり考へてみてはどうか、こう考へております。

と同時に官の方におきまして、この間も閣議において総理がそういう発言をして、できるだけ一つ官の關係でもやろうといたしております。それから地方財政の問題は自治省の問題でございしますが、売掛金の問題につきましても今いろいろと研究をいたしておるわけでございます。何とかいたしたいと思つておる次第であります。

○茨木説明員 市町村の財政問題についてでございますが、御案内のように、職入の方が減つてくる半面、いろいろ需要が高まつております。それで私の方といたしましていろいろの面でこれについて考へてみたいというふうな考へておるわけでございますが、約七つの項目について申し上げたいと思ひます。

まず最初は、生活保護費についてでございますが、これは十分の八の国庫補助が出ております。その残りの地方負担分につきましては、一部普通交付

税、職入の方が減つてくる半面、いろいろ需要が高まつております。それで私の方といたしましていろいろの面でこれについて考へてみたいというふうな考へておるわけでございますが、約七つの項目について申し上げたいと思ひます。

まず最初は、生活保護費についてでございますが、これは十分の八の国庫補助が出ております。その残りの地方負担分につきましては、一部普通交付

税、職入の方が減つてくる半面、いろいろ需要が高まつております。それで私の方といたしましていろいろの面でこれについて考へてみたいというふうな考へておるわけでございますが、約七つの項目について申し上げたいと思ひます。

まず最初は、生活保護費についてでございますが、これは十分の八の国庫補助が出ております。その残りの地方負担分につきましては、一部普通交付

税、職入の方が減つてくる半面、いろいろ需要が高まつております。それで私の方といたしましていろいろの面でこれについて考へてみたいというふうな考へておるわけでございますが、約七つの項目について申し上げたいと思ひます。

税の中に入っておるものがございます。ただ、生活保護対象の増加に伴いまして増減がありますので、この普通交付税で見た残りの差額の方は特別交付税において全額見て参りたい、こう考えております。

それから失業対策事業関係でございますが、この関係は国庫補助が三分の二ないし四分の三、ものによりまして二分の一が出ておりました。普通交付税の中で平常のものについては見ておりますが、やはりその残りのものについて特別交付税の方で見ていくようにしたい、こういうように考えております。

次は炭鉱職者緊急就労対策事業関係でございますが、これについても国庫補助が五分の四ばかりになっております。残りの地方負担分は二割になります。この六〇％を市町村の場合は地方債で見えておりますが、その残りの四割につきましては特別交付税の方で見ていくことを考えております。それから地方債を充当した債務償還金につきましては、単独災害並みに一部交付税で見えていくという措置をとっております。

次は飢害対策事業関係でございますが、この分についてはそれぞれ国庫補助の制度が定まっておりますのでありますが、残りの地方負担分について七〇％をやはり起債で見えて参ります。それから、三割残りますが、その地方負担分の三割については八割を特別交付税で見えて参ります。このうち七割地方債を充当いたしました分については、元利償還金を繰上り災害並みに五七％見て参りたい、こういうように考えております。

す。

次は生活保護児童等の問題でございます。これは主として文部省関係でございます。これは二分の一の国庫補助が出ておりますが、普通の交付税の中に入っておるもの以外のもは、やはりどうしてその差額が出て参りますので、その残りのものにつきましてはやはり特別交付税で一〇〇％見て参りたいというふうに考えております。

次は鉱山労働者関係の住宅等について、固定資産税の減免が行なわれたわけでありまして、その分につきましてはやはり特別交付税の方で見て参るようになりたいと考えております。

そのほかに、以上申し上げた項目ごとに見たい財政需要があるものでございまして、その分は一応石炭及び亜炭に關係する鉱産税の三十七年度の基準税額の一割程度を、やはり特別交付税の方で別途措置いたしたい、こういうふうに考えております。それからあとはいろいろなものを見たいという趣旨におきまして、過去三四年程度の職者の数を基準にいたしまして、それに三千円程度と見ておりましたが、それをかけましたものを、いろいろなものを見たいという趣旨でやはり特別交付税の場合に措置して参りたいと思ひます。大体以上いろいろなことを総合的に考えていきたいというふうに考えております。

○木村(守)委員 ただいま通産大臣からの御答弁であります。大工場をつくる場合に工業用水が足りないというふうな話であります。その工業用水が足りないというところ、これは六条地域に限るようなことを考えておるからじゃないかと思うのです。

六条地域は、先ほど言ったように、下

が全部掘つてありまして、大きい建物が建ちません。二条地域まで拡大してもいいと、水の問題も解決して参りまして、相当の大工場を誘致することができまして、問題は融資の問題でありまして、東北等は産炭地振興事業団の金を借りて、余分なやつは東北開発の金を借りたならばならない。東北開発の金は金利が高いということで、非常な隘路になっております。そういう点から考えまして、産炭地振興事業団の事業の拡大をはかるということが、一番大事な問題じゃないかと思ひますので、特に御考慮をお願いしたいと思います。

○福田田務大臣 お説の趣旨は十分考慮いたしますが、私が申し上げておるのは、物理的に不可能だということを申し上げておるのではないのでございまして、経済性の問題があるということとを申し上げたのです。産炭地域それぞれについて調べてみまして、経済的に合うか合わないかという問題がありまして、経済的に合わないのは国で補助したらいいじゃないかという御議論はあると思ひますが、一応の基礎として、経済性というものを考えると、なかなかいい地点がないということをお先ほど申し上げたわけでありまして、しかし御趣旨の点は十分考えながら措置をいたして参りたいと思つております。

○上林山委員長 多賀谷員外君。○多賀谷委員 労働大臣並びに通産大臣一箱のところで質問する前に、今答弁がありまして地方自治関係についてまず質問しておきたいと思ひます。生活保護の問題は、御存じのように、普通交付税では人口数でいくわけ

です。われわれはかねてから、これは失業対策と同じように、失業者の数字に準拠して行なうべきだと言つてきたのが、なかなか変更にならないのであります。そこで、普通交付税で見てやるものを除く全額を、特別交付税で実数において見られるかどうか、これが第一点。

次に飢害ですが、飢害をまず起債と特別交付税で見えてやる。その起債のうちで五七％をさらに特別交付税で補てんをするという制度をとつてあるけれども、これは本来地方自治体は被害者で、起債の性格はないと私は思うので、これは明らかに特別交付税の性格であつて、起債の性格がない。市町村の方は被害者で、これによつて市町村の財政が潤うわけでも何でもないので、すなわち、初めから特別交付税で見、こういうふうに考えるべきではないか。それによつて恩恵を受ける、もつた姿よりもよりよき姿になるというところは考えられないのですから、これは起債という面はあり得ない、こう考えるわけです。これは当然交付税全体で見るときである、この点が第二点。

さらに第三点としては、これは給食費あるいは要保護を中心とする要保護児童の問題ですが、従来でも全額、普通交付税を除いた部分は見てやります、こう答弁されておるわけですが、この前もこの特別委員会でも質問をしたわけですが、三十七年度に例をとると、補助対象者は五％見てやる、単位が九百人ですから、五％ということになる四十五人ですが、実数は、給食費については二十五人をもつて五％と換算してあるわけです。

(委員長退席 岡本(茂)委員長代理着席)

ですから、あなたの方で全額見ると言われまして、五％の範囲内は見えてやるといふことになる、四十五人と二十五人の差が依然として残つていく、こういう問題が起る。そこで実数を特別交付税で見られて、それを差し引き、普通交付税見合ひ分は現実に自治省の方で七％になるわけですから、七％でどのくらいの数字を充てられるかわかりませんが、この数字の差をもつて、それを勘案して交付税を充たされるかどうか、これをお尋ねしたいと思ひます。

それから今お話がありましたいろいろな換算できない出費があるわけですが、その出費は、従来の鉱産税の基準税額の一割程度見ていきたいということでありまして、これは平均にそういうふうにおやりになるのか、あるいはその財源をもつて個々の市町村別々におやりになるのか、それをお伺いしたい。

それから職者に対する計数をほじて、その出費を見ようというのでありますが、これは具体的にどういうことであるかお聞かせ願ひたいと思ひます。○茨木説明員 まず生活保護の問題と要保護の問題でございますが、こまかい資料を今手元に持つておられますが、国庫補助対象額が一応基本になるわけでございます。それから国庫補助を引きまして、残りが二割なり、それから要保護児童の場合には二分の一、残るわけでありまして、それから今度は普通交付税の中に、当該団体ごとに見てくるわけでありまして、それを差し引きました残りを特別交付税で全額見

る、こういう方式でございます。

それから鉱害復旧対策事業の關係でございませう。これはいろいろ議論のあった問題であります。市町村側から見ますれば、おっしゃる通りに被害者でございます。被害を受けておるわけでございます。これをどういうふうに見るかという問題は、一番基礎になつております臨時石炭鉱害復旧法の問題との關係が非常にあるわけでありませう。できればそちらの方で根本的に解決がつくことが一番いいのであります。いろいろ議論しました末、現在の建前というものは、先ほど申し上げましたように、国庫補助分、地方負担分、一部業者負担等もあるわけでありませう。そこで地方公共団体負担分につきましては、やはり一部見るといふことも、地方交付税の方自体にも限界がございませうから、先ほど申し上げましたように、七割程度のものを地方債で見、それをさらに後年度の特別交付税等でもって、元利償還の時期に來ましたときに逐次見ていく、こういう方式をとつております。この考え方も、これがいわゆる天然災害でございませうとすばつと割り切れる考え方もあるわけでありませうが、一応原因が人為にございとおるという面がございませうので、そこで今までのいろいろな過去の例からいたしまして、いわゆる緩慢災害といふこととなるわけでございます。緩慢災害並に五七％という見方をしておるわけでありませう。それから鉱産税の關係でございませうが、これは、一割分につきましては、各団体ごとにそれぞれの基準財政収入額の方に見た鉱産税の基準額がございませうが、それを基礎にいたしまして一律に見ます。

それから最後の、今言ったように個別的に大産炭地に予想されますもので国庫補助制度なりいろいろな制度がございませうのにつきましては、それぞれに拾つて参つたわけでございますが、それ以外のものについては、それぞれ個々の団体については個別にいろいろなものをおやりになつたりしております。そういうものについては必ずしも国庫補助制度というものが確立してない。従つて、そういうよるべき数字もないわけでありませう。しかし、当然に税収が減る。七割は国庫の方で補てんされませうけれども、税収の減といふようなものもある。それからいろいろの需要があるといふことで、最近の各町村の実態等を調べてみまして、その中から需要額を取り出してしまつて離職者との比率をいろいろ求めてみましたところが、大体先ほど申し上げましたように三千円程度の額になるというふうなところから、三千円というふうな数字を一応基礎にしまして計算した、こういうふうな考へてゐるわけでありませう。

○岡本(茂)委員長代理 関連質問を許します。滝井義高君

○滝井委員 今自治省から御説明があつたのを通産大臣お聞きの通り、実に複雑なんですよ。これはしろうとはわかりませう。たとえば、この前の重政さんの発言の農地にしても、あるいは水道にしても、無資力になると、たゞ自治体で持つのです。そして六二・五を国が持つわけなんです。三七・五の自治体の持つ分についてはどうなるかといふと、その七割を起債で、今言うように見てくれるわけなんです。その起債で見

てくれた七割のうちの五七％を、今度は災害並みで特交で見。そして七割起債で見た残りの三割は、その八割をまた特交で見。そういふ複雑な事務処理なんです。そういうふうな特交で翌々年度にずつと見ていくというならば、六二・五の国分と三七・五の自治体分の負担を覚えて、もう初めから九割を国が持ちます。一割は自治体を持つて下さい。そしてその一割について特交で見。こういうふうに単純化されなければいかぬわけですよ。普通交付税で見、起債で見、特交で見るといったら、自治体はそれが入つておるのか入つていないのかさつぱりわからぬ。それはもう入つておるといへば入つておる。篠田さんの言うように、それは滝井君、全部見えておるのだ、これはこの前石炭の委員会でも説明した。全部見えておるけれども、もつた金を調べてみますと、出した金の六割七分しか入つていない。そうすると、あとの三割三分は超過負担になつて、自治体が自分の経費から出す、こういうことになつておる。自治省の方に言へば、それはみな見ておるのだという説明だ。だから私は、これを単純化する必要があると思ふ。どうせ国がお出しになるのなら、やはりすみやかに、後年度にちびちびと金をやつてその金が死に金になるより、初めからきちつとおやりになつた方がいいと思ふ。これは自治大臣も、多賀谷君も横におつて指摘しまして、これは私もやはり変えなければいかぬと思つておりますという答弁をしておるわけなんです。そこで通産省の方の、無資力になつた場合の負担区分、これを言

るのどうのとなるから、全額負担でなくつてこうです、公費負担といふこととでかまいませんが、たとえば農地にしてみれば、無資力になつたら八割三分国が見、県が一割七分見るわけなんです。その一割七分が積み積もると何億となるわけですから、篠田さんが言うように、だんだん詰めていくと五割くらいにしかならぬのだといふならば、復旧工事については五百万円だけは県が持ちなさい、九千五百万円は国が持ちます。こういうふうな初めからしてくれ方が、政策としては合理的で、事務が簡素化になつて、能率的なわけなんです。こういう点は、自治省の方でも、これはぜひやり方を簡素化しなければいかぬとおっしゃつておるのだから、大臣の方も、公費負担でけつこうですから、幾分自治体の負担があつてもけつこうですから、この際自治省と話し合つて、英断を下す必要がある。鉱害復旧が英断を下すことになる、今度は生活保護だつて、これは二割自治体に負担しておるけれども、人口割で見たり生活保護者の数で見たりするようないろいろ複雑なやり方で、結局国が九割見るということになつておるわけなんです。だから、ここは通産大臣の方から聞いていっていただく。これは篠田さんもおありの御答弁をされておるのですから、両者が話し合つていただくと、非常に前進した政策になると思ふのですが、どうですか。

○岡本(茂)委員長代理 退席、委員 長着席

○福田国務大臣 お説の点もわからな

思ひます。予算の關係もありまして、これは実現するまでにはまだいろいろなことがあると思ひますが、お考への基本は、何かそうした方が合理的なような気がするわけでありませうけれども、はつきりわかつたところまではいかないので、一つ将来研究したいと思ひます。

○滝井委員 実は今お聞きの通り、これはなかなか計算がわかりにくいのです。わかりにくいから、そこは自治省のお役人にころつとまづごまかさしてお互いにそういう気がするのなら、これは単純化する方がいいのです。どうせやる金ですから、二年、三年に分割してやるより、一年でやつた方が、仕事の能率も上がるし、事務も簡素化されるし、気持ちいいわけなんです。ですから、ぜひ一つそういう気持ちですみやかに御検討願ひたいと思ふ。そうすると、大橋さんの方も、たとえば緊要は五分の四です。ところがその他のものは三分の二になつたり、二分の一のものもあるわけなんです。そういうものがだんだん右へならえてくれれば、事務的に非常に簡素化してくるわけなんです。そうすると、それは自治省までいかなくても、労働省と自治省、あるいは通産省と自治省で問題が片づいて、自治省の方は特交だけ、やればよいという形になるわけなんです。あまり起債だ、特交だ、普通交付税だといつて、陳情政治をつくらない方がいいのです。そういう意味で、ぜひ勇断をもつて、そういう気持ちもされるそうですから、すみやかに検討してもらいたいと思ふので

○多賀谷委員 鉱害の今の特別交付

税、滝井さんもおっしゃったことですけれども、今後この無資力鉱害というものはものすごく発生するわけですが、無資力鉱害はほとんど放置されておるわけですね。今度交付金ができて、事業団によって整理される炭鉱は、ある一定資力の範囲内においては直すでしょうけれども、ほかほとんどが無資力鉱害になる。そういたしますと、地方財政負担が十分でないために鉱害の復旧がおくれる、こういうような状態になるのです。通産省とよく話し合せて、地方財政の方に予算化されてないという状態もあるわけですか、これは一つ十分考えていただきたい。それから基準年度を設けて、鉱産税の一定割合を交付するということが、この基準年度のとり方に問題がある。旧産炭地になっておる地域がある。今の産炭地域振興法の第六條指定の場合も、われわれすっかりしたわけですが、これも岡垣村というのには実は元産炭地であつて、法律ができるときは産炭地であつた。だから出炭がなかったわけですね。そこでうっかりして六條指定にしない、こういう例があるのです。これは自治省も石炭局も責任があるわけですね。しかも、合理化事業団が買った山です。それもうっかり初期に買った山です。そうして産炭地域に入れるときに、当時の出炭で、御存じのように、産炭地域の指定をした。ところがあまり以前にやつたために、失業者が多かつたけれども、基準年度のとり方が悪くて、旧産炭地域になって産炭地域になつていないという例があるのです。ですから、これは一つ実情に相応したような年度をとつていただきたいと思うのです。あまり近く年度

をとりますと、出炭は一つもなかったけれども、炭鉱離職者は相当停泊しておるという例がある。これは自治省並びに石炭局にお願いをしておきます。そこで、労働大臣にお尋ねいたしたいのですが、炭鉱労働者が閉山によって解雇される、あるいはまた合理化によって、山は生きておるけれども閉鎖される、こういう状態の中で、その炭鉱離職者の帰郷ですね、一体どういうようになつておるのか、それをお知らせいただきたいと思います。この労働者がその地域には一体どのぐらい停泊をして、あるいは広域職業にはどのくらい乗つて、一般紹介にはどのくらい乗つておる、こういう点を役所ではどういうふう把握されておるかお聞かせ願いたい。

○大橋国務大臣 政府委員から詳細申し上げさせます。
○三治政府委員 臨時措置法ができましたのは三十四年一月末でございますが、それ以来今日まで約十万人の炭鉱労働者の純減がございます。それに対して、この臨時措置法ができてから、合理化の離職者につきましては約四万三千人ほど就職させたという数字になつております。これは安定所の紹介、そのほか会社あつせん、縁故就職というふうな関連で三万三千六百人、雇用労働者としてでなく自営業、農業という方面に帰郷された人が約六千六百人、それからほんとうに労働力からリタイアしたという方たちが三千八百人ほどおられます。合計いたしますと、約八万七千五百人ほど帰郷が出て、三十七年の九月末現在で安定所に求職申し込みの中の方が約一万六千人、こういうふう把握しております。

○多賀谷委員 まず、就職をした四万三千人の内訳を聞きたい。
○三治政府委員 広域紹介で一万一千二百、一般紹介と申しまして、他府県でなくて当該地域で再就職された人が三万二千三百人というふうになつております。
○多賀谷委員 三万二千三百人の大部分は、炭鉱に入っていく人ですか。
○三治政府委員 炭鉱に入られた方は、自県内就職で千二百人、それから他府県たとえ長崎県から福岡へ来られたとか、福岡から佐賀へ行かれたというふうな、県にまたがってほかの方の産炭地に行つて炭鉱に入られたのは百六十人、全国の構成比率からいいますと、一・四％、再就職された方の比率で一・四％、これは安定所の紹介によつて炭鉱に再就職された人の数でございます。そのほか、自分で縁故就職なんかされた方はまだ相当あると思ひます。

○多賀谷委員 実は、常用労働者の移動を見ますと、大手関係は非常に少ないのです。ところが、その他の炭鉱の場合には非常に多い。三十六年度をとりましても、大手炭鉱の雇用率というのは三・九％です。ところが、その他の炭鉱は四六・七％という数字を示しておる。これは石炭統計です。ですから中小炭鉱は半分の労働者が一年間に入つてきておるという計算になるのです。これは統計では大手炭鉱と中小炭鉱統計ですが、中小でもかなり大きなものがあります。とにかくそれを含めて、半分炭鉱に入つてきておる。ですから私は、縁故就職と一般職業紹介による就職の中には、かなり炭鉱へ入つておると思うのです。これが入るところがだんだんなくなっていくと、問題があると思うのです。この就職というもの、もうブルでなくなるものから、中小炭鉱というものは根こそぎなくなつていくわけですから、政策的に非常に問題があると考えられるわけです。と申しますのは、あなたの方の統計でも、昨年通常国会に出された労働省の資料によりますと、当時、昭和三十六年四月から三月まで、前期末の繰り越し求職者というものが四万六千二百八十九人、安定所による就職者が八万二千二百六十八人、縁故就職者が六万一千八百二十六名、さらに繰り越しが結局四万四千五百四十六人という数字が出ております。この縁故就職その他による帰郷のうち、半分以上は炭鉱に入つておると思う。こういう状態になる。そこで今後の安定行政というものが非常にむづかしいのは、ここです。従来の統計通り政策をやつていくと、大間違ひが起るわけですね。従来は、炭鉱で失業して炭鉱に入る。大きな炭鉱で失業して小さな炭鉱に入る。さらに小さな零細炭鉱に入る。これが大体通常行なわれておる例ですけれども、このブル機関というものが、御承知のように、保安臨時措置法によつて勧告を受けて閉鎖する。さらに買い上げの対象になる。こう来るのですから、失業問題というものは非常に深刻になつてくるわけですね。ところが政府の昭和三十八年度の予算なんかを見ても、やはり私が申しますような計数によつてはじいてあるのではないか、こういうふうに考えるわけです。

そこで私は県に、一体福岡県内における今までの実数はどうなつておるのかというのを調べさせた。そういたしますと、石炭合理化臨時措置法ができてから今日まで、福岡県下で大体六万三千名失業しておる。そうしてそのうち、一般失対が四千名、それから緊急就労が五千名、公共事業が四百二十一名、鉱害復旧が千五百三名です。それから広域紹介が九千七百十六名、それから県内就職が二万五千四百三十二名、それから結局生活不安定層といひますか、これが一万六千八百四名、こういう数字になつております。二六・八％というものが一般失対にも行つていないし、緊急就労にも行つていない、こういう層が残つておる。

そこで私はこの数字をいろいろの面から検討してみたのですが、ちょうど生活保護がふえた数字と大体同じですよ。産炭地における生活保護というものは、こういうような数字になつておるのです。すなわち昭和三十年の三月に産炭地域で八千二百十世帯、これは世帯数でございます。人口じゃありません。人口でいきますと二万四千ぐらゐになるわけですが、世帯数で産炭地域における生活保護者が八千二百十世帯。昭和三十七年の八月には二万七千五百五十九世帯。生活保護がその地域においてふえておるのです。そこに滞留をしながらふえておる数字がそうです。ですから結局合理化法ができてから昨年の八月までに、生活保護世帯が一万九千三百四十九世帯ふえておる。そういたしますと、今申しました不安定層というよりも少し多い。多いというのは、一般失対にも若干行つておるからでしょうね。ですから多いわ

けですが、大体数字が合うわけですね。そこで今後、今までプールをされておりました中小炭鉱がなくなつて、働きの場所がなくなるわけですね。そうして全面的に出てくる。そうして今、有沢さんがいつておられます十二万以上の労働者がいるんですね。それは組夫という形でのりです。それからこの統計に載らぬ炭鉱があるのです。これは変な話ですけれども、統計に載らぬ炭鉱があるのです。災害が起つて初めてわかるという炭鉱が相当あるのですね。山田の奥とか二瀬の間の奥にある。この労働者が全部、炭鉱不況と一緒に失業戦線に飛び出して来る。一体政府はどういうように把握をされておるか。福岡県なら福岡県に限定してもけっこうですけれども、どのぐらい失業者が出て、一体どういう状態になるか、一つお聞かせ願ひたい。

○三治政府委員 福岡県の今申されました数字につきましては、福岡県としての分析で、私もまだ十分検討しておりませんが、大体の傾向と申しますかは示しているのではないかと思ひます。今おっしゃいました中小炭鉱の離職者がまた中小炭鉱に入つてくるといふことにつきましては、われわれ有沢調査団の段階におきましても相当分析してみました。それで過去の実態調査によりまして、中小炭鉱の離職者のうちの約六割は中小炭鉱へ再就職しておるといふのが、大体の結論だったかと思ひます。従つて、その中小炭鉱がだんだんスクラップされていく場合に、相当膨大なものが出てくるんではないかという御心配でございましたが、われわれの調査や分析の結果によりまして、その中小炭鉱の今までの離職が

多いのは、やはり中小炭鉱の賃金の支払いなり労働管理などが悪いために、中小炭鉱の山をあとに移動する。それは何もスクラップされて離職するとか、解雇されて離職する、こういうことではなくて、むしろやはりこれは労働条件が悪い、雇用条件が悪いということ、本人の責めではないという点にも理解できますが、移動という面からいいますと、やはり離職を余儀なくされた離職者ではなくて、自発的と言つてはちょっと語弊があるかも知れませんが、自己の意思に基づいての移動である。離職と雇入れがそこでやはり相当相殺されていく。従つて新しい中小炭鉱がスクラップされる場合に、その数をスクラップされることによる離職者にさらにプラスする必要がある。それは相互で交流していただければ、これが一つ一つなくなつていきますと、そのなくなる分だけを考慮していけば結果としてはいいんじゃないか。それを、相互に動いているのをさらに加えるのは、二重の加え方になるというのが私たちの考え方でございます。

それから福岡地区は今後どうなるかという問題でございますが、それにつきましてはそういう地区別の四十五年度までのやつにつきましては、まだちょっと御答弁できるまでの資料は整理してございません。

○多賀谷委員 どうも認識が違ふんですね。私が申しました十年間に六万三千名減つたというのは、絶対数が減つておる。首を切られて移動した人なら六万三千と言わない。私が質問しているのは、六万三千という数字は絶対数が三十年から今日まで減つておる、こう

言つておるのです。そうしてその内訳を言つたわけですね。その移動数を考えれば、ものすごい移動をしているわけですね。ですから私が質問しているのは、結局その移動のことよりも、再就職をしたというけれども、その再就職は中小企業にしておるのです。そうして、それは移動でなくて、絶対数だけでいっているわけですね。結局その絶対数としてはこれだけいっているのだ、こういうことを言つておるわけですね。ですから中小企業がなくなつた場合に、今までの縁故その他による自己開拓の就職場というものはなくなるのではないか、こういうことを言つておるわけですね。私は初めからその差引計算をしておるわけではない。ですから私が申し上げておるのには、そういう職場がなくなつた場合には自己開拓というものがほとんど考えられない、そうすると全部政府の政策による、結局安定所を通じての就職場を探さなければならぬ。そうするとあなた方は既存の統計によつて政策を立てられようとしておるけれども、それはうまくいかなければいけないか、こういうことを言つておるわけですね。どこか摘出して、左

○三治政府委員 今の一つの地区を過去を調べ、現在どうなつていて、これを将来どうするといふこと、これは産炭地別ではまだ資料は整つておりませんが、私たちのこの再就職計画、雇用計画におきましては、その純減の人たちを今後雇用計画でどういふふうにするか。それには、労働省といたしまして

は、できる限り再就職の人たちについて広域紹介を主としてやつていく。それで、今までの実績が芳しくないの、その芳しくない最大の理由は住宅にあるといふことで、住宅を万と数える数でつくる。今後ともそういう広域紹介の方で、再就職のために移動就職者用住宅をつくつていくというのが、一つの裏づけの基本的な態度でございます。それから今後は大手の方にも相当合理的な解雇者が出る予想になりますので、大手につきましては、昨年以来就職対策部なり、各地区の事業地にも支店にも特別就職係を設けさせまして安定所と協力する。大手として自己の責任をもつて再就職するように、会社の機構も整備されつづけています。それからさらに、やはり家庭の事情やその他いろいろの事情で、産炭地をなかなか離れにくい方たちも相当あるわけでございます。それから、それにつきましては、政府としても産炭地で再雇用ができるような産炭地振興対策をとることになります。両方相待つて再就職ができる限りうまくいくように努力していきたいといふのが、基本的な考え方でございます。

維持されておる炭鉱における合理化計画がこのまま実施されたら、大体三月末見込みでどのくらいになるのか。すでに常磐炭鉱にも宇部興産にも出ておるわけですね。これを一つ通産省からお聞かせ願ひたいと思ひます。

○中野政府委員 合理化事業団の買上げに伴う整理人員でございますが、三十七年度が一万二千名、これは先般労働大臣がお答えになったかと思ひます。それから三十八年度は、四百七十七万の閉山に見合う分が約一万四千名と推定をしております。

○多賀谷委員 スクラップだけの話をされているから一万二千という話ですけれども、問題はそれ以上の数字が合理化で出ていくわけでしょう。その合理化で出ていく分はどのくらいかというのです。

○中野政府委員 昭和三十七年度につきましては、対策を要する離職者の数は、閉山と合理化両方でございますが、約三万一千名と推定をいたしております。昭和三十八年度の分につきましては、目下いろいろ資料を検討中でございまして、これを十分検討した上で、審議会にかけますのでこの数字をきちんとしたい、こういうふうにお聞きしております。

○多賀谷委員 三万一千も三十七年度に出るわけですね。それから三十八年度は、私は、今の勢いでいくと相当な離職者が出るのではないかと思ふ。これは余儀なくされるのではないかという気持がしてならぬのですがね。今までの実績からいいますと、大体一年間に二万名以上は無理ですよ。一年間に離職者を三万以上出したら、出るのはいくらでもしょうけれども、就職場がない

安不良の炭鉱を一緒にして、さらに今

ということをやっているのです。十万人で、広域職業紹介に乗ったのがたつた一万一千でしよう。そうして一般職業紹介で三万、こういうのですからね。しかもこれはかなり日にちをかけたやっています。ですから、一体これらの人をどうするつもりか、まず昭和三十七年度は一体どうするつもりか、三万一千名が出る前の繰り越しがどれくらいあるのか、これを一つお聞かせ願いたい。昭和三十七年度の四月に一体どのくらいの求職者の繰り越しがあつて、それが昭和三十八年度の四月にはどのくらいになるのか。その間に新規求職者として三万一千名が出てくる。これが一体どういう就職場にくのか、これをお聞かせ願いたい。

○三治政府委員 三十七年度の四月に繰り越された有効求職者数は、一万六千名でございます。それから広域紹介の目標を六千名、それから一般紹介の数を九千名、安定所で紹介する人員は以上二つ合わせて約一万五千人、それから会社あつせん、縁故就職を含めまして一万一千四百名、それで再就職される方が二万七千名、その他自営または帰農それからリタイアという方たちが約三千五百名というふうに予想しております。以上総計いたしますと求職者数が約一万八千五百人と推定しております。

○多賀谷委員 今まで会社あつせんによるものが年度別にどのくらい出ているのか、これを一つお聞かせを願いたい。

○三治政府委員 この会社あつせんの数は昨年から初めてとりまして、昨年の調査団のときからいろいろ調査をし

たのですけれども、会社自身に、就職対策部があつても、そういうのはっきりした資料をつくっていないので、昨年からしかわからないわけでございます。今までの各年度のものは資料がないと申し上げるはかないのでございます。

○多賀谷委員 とにかく昭和三十四年の四月から三十五年の十二月、これまでやりまして五千六百です。それから三十六年の一月から十二月までで三千百です。この中の、ざっといえば炭鉱の千二百というのは、これは第二会社です。こういう仕組みになっておるのですよ。今おっしゃるのは第二会社は入っていないのです。三万一千というのは、炭鉱から炭鉱へいくのは入っていないのです。これは絶対数ですからね。ですから、会社あつせんの中で第二会社に入るのはオミットしなければならぬ。それを入れて、今申しましたように、三十四年の四月から三十六年の十二月までに八千七百しかしていないのです。それをこの不景気の三十七年に、七千八百と見込まれてもできっこないじゃないですか。約二年半ほどかかってやっとそれだけの就職をさせたのです。一体今のような機構でできるかどうか、これをまずお尋ねいたしたい。

○三治政府委員 今の資料はおそらく大手の一部の会社のものじゃないかと思ひますが、会社のあつせんの問題につきましては、昨年度から非常に整備されてきたわけでございます。今年度におきましては、やはり私の方の一般の紹介関係においても、御指摘のように、景気調整によつて十分とは決していっていないわけでございます。われ

われといたしましては、こういう目標数字でせつかく努力してみたいと思へておるわけでありませう。

なお先ほどの会社あつせんのことにつきましては、昨三十六年度の大手八社だけの数字で八千五百八十人ほどの会社あつせんをした実績がございます。

○多賀谷委員 まあ大手十八社以外は、実際上会社あつせんというのはいさしむずかしいのです。中小企業の場合は、やはりむずかしいと見なければならぬ。ですからほんの一部ではなくて、やはり大手を除くと実際上非常にむずかしい。そしてこれはやはり山がかなり全国的にあるような炭鉱でないといふのは、相当の努力をしてもむずかしいのではありませんか。というのは、一番問題の、産炭地が一番悲惨な筑豊炭田が、北九州の就職が全然ない、ここに問題があるのです。従来、北九州にかなり行っているのです。筑豊炭田から県内就職に行つておつた。ところが北九州は、鉄を中心としてもやはりほとんど不況で、鉄の関連産業が、御存じのように、臨時工やその他を首切り、本工場で小きなところは切つておるのです。ですから、八幡の安定所は今までになく失業者が殺到しておるという状態です。鉄が非常に景気がよかつた時代には、産炭地における県内就職がたつたといふのは、そういうことです。ところがこれが全然無くなった現在、就職というものは今までの率ではとうていできないのではないかと。そこで一体これをどうするかという問題ですね。それから広域紹介の中で、さすが役所がや

られた人数は少ないけれども、製造業等に相当行つてゐる。これを今後どう伸ばしていくかという問題ですね。これらが今後の中心となるのではないかと思います。

それから住宅の問題、万を数えるとおっしゃいますが、そういう認識ではいかぬのです。一万や二万です。ですから、この住宅がやはり問題です。私はまだ足りないと思つたのです。筑豊炭田では非常な景気変動が従来ともあつたわけですね。ことに大正から昭和にかけて景気変動があつたときには、結局その労働者はどこかへ行つたのです。あんなに滞留しなかつた。それは当時は借家がどこにもあつたからです。結局、今は借家がどこにもないというところに問題がある。停滞しないようにするには、一方において住宅政策というものが強力に行なわれなければならぬ、こういう問題になつておる。そこで、昭和三十八年度はおっしゃらないのですが、しかし昭和三十八年度の予算が今出ているわけですね。あなたの方は、就職促進手当が四千何名という数字を出しておるのです。ですから大体どのくらいの見込みでいくのか、こういう点がわからぬ。職業訓練所の開設をしても、どのくらいやるのかという点がはつきりしないでしょう。これはやはり再就職計画と関係があるから、私は聞いておる。今度石炭産業審議会が改組されて、いよいよ三十八年度の再就職計画をかけるわけでしょう。一体その場合に、どのくらい労働者としては就職ができる力があるか、これ以上はとも無理だ、こういう線がある程度出てくるだろうと思ふ。ですから一体それは

どういうようにお考えであるか、まず労働大臣からお聞かせを願いたい。

○大橋國務大臣 大体ある程度の離職者の数がわかつて参ります。これは合理化の計画を立て、また政府の計画を立てるに従つて当然計画されて出てくるのでございます。従ひまして、労働省といたしましては、その全員をいかに安定職場へ転換させるか、これにつきまして役所のあらゆる機能を活用いたしまして、およその努力の限界といふものを算定いたし、そしてそれを一定の計画にまとめまして、そうして合理化計画の裏づけとしての雇用、就職をつくり上げたいと思ひます。もちろんこの雇用、再就職の計数として打ち出しますには、具体的な現実性のある、根拠のある数字をもとにしなければならぬのでありまして、これには全国的な機関を動員いたしまして、相当詰めた数字をもとにして、立てた計画が間違いなく実行できるようなものにしたして参りたいと思ひます。

○多賀谷委員 合理化で解雇される人が非常に少ない場合は、労働省においてもそれに応じた再就職計画を立てられればよいわけですね。ところが予想される状態は相当膨大な数字であるといふならば、むしろ労働省の方が今度主体になつて、自分の方で受け入れられるものはこの程度であるといふのを出さなければならぬのです。そうしないと、合理化計画は再就職計画と全然無関係にぽつと出る。そうしてあなたの方はそれに応じた再就職計画を立てるならば、これは全く何のために再就職計画を立てられるのか。総にかいたものになつてしまふのです。あなたの方は合理化計画に相応する再

就職計画を、とにかく机の上ではじいておけばいいということになると大へんなんです。われわれはそれを心配しておる。人数が少ない場合は、あなたの方は、合理化計画を主体として、それに即応する再就職計画を立てればいいでしょうけれども、とにかく少なくとも来年度は私は今後の、四十二年までの計画のピークになるのではないかと思います。再就職計画の方が主体になつて、ほんとうに実効ある措置がどの程度できるかというのが問題です。それに今度合理化計画を逆に合わさなければならぬという状態になるわけですよ。これが有沢さんが非常に苦労された点ですよ。これができなければ、有沢さんというものは全く意味がない。

ですから、あなたの方で総動員をしてどのくらい収容ができるのだ、再就職の見通しをつけて、どのくらいできるんだということが主体的にあなたの方がきめられなければ、合理化計画、整備計画というものはできない。これは普通の状態、あなた方は通産省についていけばいいという状態ではないからですよ。ですから、近く審議会が改組をされるし、三十八年度の計画が出されるでしょうが、一体どのくらい収容ができるかと考えられるのか、これは一つ次の機会までにはつきりお示しを願いたいと思います。

時間がないそうですから私はこれでやめますけれども、一体今考えられるものはこのぐらい、いかに合理化が出てこれ以上はできませんという、それも内輪であればなおけっこうですけれども、あなたの方を主体に私は合理化計画が出てくるのじゃないかと思

う。ですから、一つの委員会までには大体今おっしゃいました実効ある見通しを立ててもらいたい。これで本日はやめて、あとの質問は次に回したいと思います。

○上林山委員長 次会は公報をもってお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時五十九分散会

石炭対策特別委員會議録第一号中
正誤

ページ段行 誤 正
一三三 次回 次会

石炭対策特別委員會議録第二号中
正誤

ページ段行 誤 正
三四三 日額の 日額に
五二 著して 著しく
五三 保険金を 保険金の